

東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (副機構長) 第5条 (略) 2 副機構長は、理事(学術・研究担当)をもって充てる。 3 (略) (審議会) 第6条 (略) 2 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) <u>理事 4人</u> (3)・(4) (略) 3～5 (略) 6 委員長に事故があるときは、理事(学術・研究担当)がその職務を代行する。 7～8 (略) (運営委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(学術・研究担当) (2) 理事(総務・財務担当) (3)以下 (略)</p>	<p>本則 (副機構長) 第5条 (略) 2 副機構長は、理事(教育担当)をもって充てる。 3 (略) (審議会) 第6条 (略) 2 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) <u>学長が指名する理事</u> (3)・(4) (略) 3～5 (略) 6 委員長に事故があるときは、理事(教育担当)がその職務を代行する。 7～8 (略) (運営委員会) 第7条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(教育担当) (2) 理事(経営・企画担当) (3)以下 (略)</p>	

3 委員会に委員長を置き、理事(学術・研究担当)をもって充てる。 4～7 (略)	3 委員会に委員長を置き、理事(教育担当)をもって充てる。 4～7 (略)	
---	--	--

附 則 (令和2年4月1日教規程第7号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。